

第**40**期

定時株主総会 招集ご通知

日時

令和元年12月20日(金)
午前10時

場所

新宿野村ビル48階
野村コンファレンスプラザ新宿
コンファレンスルームA

目次

| | |
|-----------------|----|
| 定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 事業報告 | 2 |
| 連結計算書類 | 17 |
| 計算書類 | 20 |
| 監査報告書 | 23 |
| 株主総会参考書類 | 26 |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | |

経営近況報告会の ご案内

本株主総会終了後、事業活動のご紹介や、今後の展望等についてご説明させていただく「経営近況報告会」を開催いたします。株主の皆様からの疑問点やご質問にもお答えしたいと存じますので、引き続きご参加賜りますようお願い申し上げます。

 **ジョルダン株式会社**

証券コード 3710

株主各位

東京都新宿区新宿二丁目5番10号
ジョルダン株式会社
代表取締役社長 佐藤俊和

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権の行使をすることができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、**令和元年12月19日（木曜日）午後6時まで**に到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年12月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル48階
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスルームA
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第40期（平成30年10月1日から令和元年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（平成30年10月1日から令和元年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
4. インターネット
開示についての
ご 案 内 当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<https://www.jorudan.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の「連結注記表」
 - (2) 計算書類の「個別注記表」

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイトの関連ページ（<https://www.jorudan.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成30年10月1日から
令和元年9月30日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成30年10月1日～令和元年9月30日）におけるわが国経済は、景気の一部で弱さが続いているものの緩やかな回復が続いてまいりましたが、一方で通商問題の動向等を含め、海外経済の不確実性等に留意が必要な状況が続いてまいりました。

情報通信業界におきましては、企業のソフトウェア投資は緩やかな増加傾向となっており、情報サービス業及びインターネット附随サービス業の売上高についても前連結会計年度（平成29年10月1日～平成30年9月30日）と比べ増加となりました。また、1世帯当たりのインターネットを利用した支出についても前連結会計年度と比べ増加となりました。このような中、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）技術の高度化・実用化の進展等、情報通信に関する市場環境の変化は更に加速してまいりました。また、交通サービスの領域におきましても、「MaaS（Mobility as a Service）」（モビリティのサービス化）の流れが進展してまいりました。

当社グループにおきましても、この市場環境の変化に対応した事業展開のための基盤整備に取り組んでまいりました。「乗換案内」の各種インターネットサービス（携帯電話サイト・スマートフォンアプリ・スマートフォンサイト・PCサイト）の検索回数は令和元年8月には月間約2億3,500万回となっており、多くの方々に広くご利用いただいております。

このような環境の中で、当連結会計年度における当社グループの売上高は43億32百万円（前連結会計年度比8.1%増）、営業利益は2億74百万円（前連結会計年度比14.3%減）、経常利益は2億75百万円（前連結会計年度比2.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億28百万円（前連結会計年度比1.6%増）という経営成績となりました。

売上高につきましては、乗換案内事業及びその他の売上高が大きく増加したこと等により、全体として前連結会計年度と比べ大きく増加いたしました。営業利益につきましては、乗換案内事業において営業利益がやや増加したものの、マルチメディア事業の営業損失の増加及び全社費用の増加等があり、全体として前連結会計年度と比べ減少いたしました。経常利益につきましては、為替差損が発生したものの、持分法による投資損益が大幅に改善し、前連結会計年度と比べやや増加いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益の発生一方で減損損失の発生等があり、前連結会計年度と比べ若干の増加となりました。

事業別の状況については、以下の通りです。

※事業別の売上高は、事業間の内部売上高を相殺しておりません。また、営業利益または損失は、各事業に配分していない全社費用及び事業間の内部取引費用の控除前の数値であり、合計は連結営業利益と一致しておりません。

(乗換案内事業)

乗換案内事業では、モバイル向け有料サービスの売上高は前連結会計年度と比べ減少したものの、一方で、法人向けの事業において新たにバスロケーションシステムの提供を開始したこと等によりその売上高が大きく増加し、加えて旅行関連の事業や広告等の売上高も増加いたしました。それらの影響により、乗換案内事業全体の売上高は前連結会計年度と比べ大きく増加いたしました。一方、費用面では、旅行関連事業の売上高や原価率の増加に伴う仕入高の増加や、今後の事業展開を見据えた費用の増加等の影響も生じており、乗換案内事業全体の利益は前連結会計年度と比べ小幅な増加に止まりました。

それらの結果、乗換案内事業全体としては売上高39億87百万円（前連結会計年度比6.1%増）、営業利益5億54百万円（前連結会計年度比1.6%増）となりました。

(マルチメディア事業)

マルチメディア事業では、出版関連事業における売上高は前連結会計年度と比べやや減少いたしました。それ以外の事業展開にも取り組んだ結果、マルチメディア事業全体の売上高は前連結会計年度と比べ若干増加いたしました。一方、損益面では、新たな事業展開に伴う費用の増加等の影響があり、損失が拡大いたしました。

それらの結果、売上高1億15百万円（前連結会計年度比5.1%増）、営業損失37百万円（前連結会計年度は4百万円の損失）となりました。

(その他)

受託ソフトウェア開発等の事業におきましては、案件の受注・納品が順調に推移したこと等により、売上高は前連結会計年度と比べ大きく増加いたしました。一方、費用面では、業容の拡大に伴う外注費や人件費の増加等の影響も生じており、利益は前連結会計年度と比べやや減少いたしました。

それらの結果、売上高2億88百万円（前連結会計年度比50.5%増）、営業利益48百万円（前連結会計年度比7.8%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は69百万円であります。その主なものは、データセンター設備の増設及び更新のための工具、器具及び備品の購入等であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中は、経常的な調達のほかは、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

4. 財産及び損益の状況

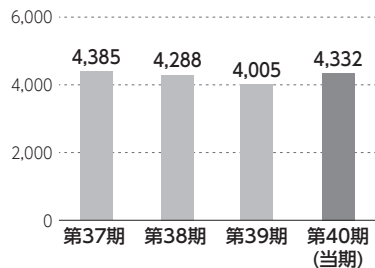
① 当社グループ

| 区 分 | 第37期 | 第38期 | 第39期 | 第40期 (当連結会計年度) |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| | (平成27年10月1日から 平成28年9月30日まで) | (平成28年10月1日から 平成29年9月30日まで) | (平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで) | (平成30年10月1日から 令和元年9月30日まで) |
| 売上高 (千円) | 4,385,355 | 4,288,313 | 4,005,648 | 4,332,053 |
| 経常利益 (千円) | 496,877 | 481,086 | 269,224 | 275,263 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円) | 250,554 | 336,839 | 126,311 | 128,328 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 48.00 | 65.28 | 24.62 | 24.99 |
| 総資産 (千円) | 5,469,183 | 5,577,479 | 5,559,702 | 5,704,930 |
| 純資産 (千円) | 4,399,746 | 4,621,900 | 4,664,784 | 4,698,768 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益を除き、千円未満は切り捨てております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第40期より適用しており、第39期の金額は当該会計基準等の遡及適用後の金額で表示しております。

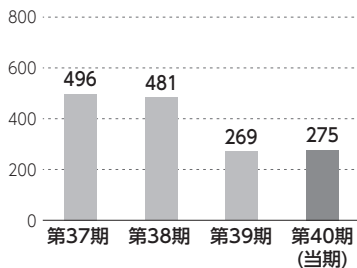
売上高

(単位：百万円)



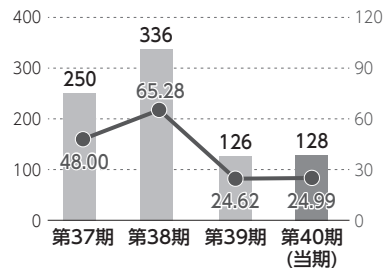
経常利益

(単位：百万円)



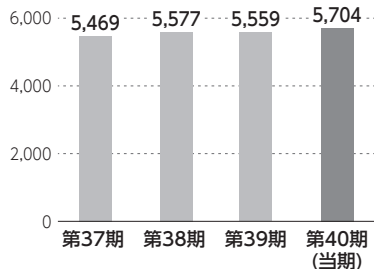
親会社株主に帰属する当期純利益 / 1株当たり当期純利益

(単位：百万円/円)



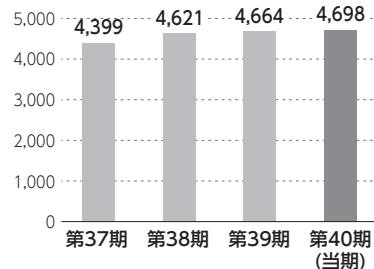
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



② 当社

| 区 分 | 第37期 | 第38期 | 第39期 | 第40期 (当事業年度) |
|----------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| | (平成27年10月1日から 平成28年9月30日まで) | (平成28年10月1日から 平成29年9月30日まで) | (平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで) | (平成30年10月1日から 令和元年9月30日まで) |
| 売上高 (千円) | 3,412,935 | 3,477,382 | 3,284,659 | 3,626,748 |
| 経常利益 (千円) | 455,503 | 457,478 | 315,271 | 297,513 |
| 当期純利益 (千円) | 173,762 | 325,822 | 132,581 | 210,782 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 33.29 | 63.15 | 25.84 | 41.05 |
| 総資産 (千円) | 4,777,384 | 4,900,072 | 5,027,705 | 5,182,605 |
| 純資産 (千円) | 4,046,907 | 4,227,396 | 4,289,706 | 4,415,499 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益を除き、千円未満は切り捨てております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第40期より適用しており、第39期の金額は当該会計基準等の遡及適用後の金額で表示しております。

5. 対処すべき課題

当社グループの事業は、主としてICT（情報通信）産業に属しており、中でも位置や移動に関わるアプリケーション・コンテンツといった分野を中核事業としております。これらの分野においては、新たな技術やそれを利用したサービスや事業の登場といった大きな環境の変化が常に起こっております。最近では「MaaS（Mobility as a Service）」（モビリティのサービス化：各種の移動手段を組み合わせ、一括して利用できるサービスとして提供するもの）の取り組みが各所で進んでおり、当社グループにおいてもMaaSの事業展開を加速することが必要な状況となっております。また、当社グループは、従来のソフトウェアの分野のみならず、ハードウェアの分野にも事業領域を拡大しつつあります。

このような状況の中で、様々な変化に対応し事業を成功させるためには、変化に対応する事業戦略を有していること、そこで求められる新技術やノウハウを常に先行して蓄積し続けること、及びそれらを可能にする体制が構築されていること等が重要であると考えております。

上記を踏まえ、当社グループといたしましては、①優秀な人材の発掘及び育成、②組織の柔軟性・機動性の確保、③各種ソフトウェア・ハードウェア技術の蓄積、④収益源の多様化、⑤製品・サービスの信頼性・利便性向上、⑥情報セキュリティの強化、⑦コーポレート・ガバナンス体制の強化、⑧内部体制の充実、⑨新規事業の立ち上げ、⑩他企業との連携、⑪海外展開等の施策を実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当する事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------------------|--------------|---------|-------------------------------|
| コンパスティビー株式会社 | 40,000千円 | 100.0% | 広告代理業 |
| ゼストプロ株式会社 | 63,000千円 | 96.6% | システム・ソフトウェア の設計・開発 |
| 有限会社プロセス | 3,000千円 | 100.0% | 情報機器等の レンタル・リース |
| 株式会社Doreicu | 15,000千円 | 90.0% | ウェブサイトの開発・運営 広告販売・販促支援 |
| Jorudan Transit Directory, Inc. | 1,500,000米ドル | 100.0% | ソフトウェア・コンテンツ の企画・開発 |
| イーツアー株式会社 | 260,500千円 | 100.0% | インターネットによる 旅行商品の販売 |
| 株式会社悟空出版 | 20,000千円 | 90.0% | 出版業 |
| 株式会社ジェイフロンティア | 12,500千円 | 100.0% | システム・ソフトウェア の設計・開発 |
| J MaaS株式会社 | 50,000千円 | 100.0% | ICTを活用した移動手段の 手配・販売・提供サービス |

(注) 有限会社プロセスに対する当社の出資比率は、ゼストプロ株式会社を通じた間接所有であります。

7. 主要な事業内容

| 事業区分 | 主な事業内容 |
|---------|--|
| 乗換案内 | 鉄道等の経路検索・運賃計算ソフトウェア「乗換案内」の開発・製造及び販売、 モバイル及びインターネット向け「乗換案内」及び付随サービスの提供、旅行商 品の企画・手配・販売、飲食店情報の提供等 |
| マルチメディア | 各種メディアによる出版、エンターテインメントコンテンツの提供 |
| その他 | 受託ソフトウェア開発、情報関連機器リース |

8. 主要な事業所

① 当社の事業所

| 名称 | 所在地 |
|-----|------------------|
| 本 社 | 東京都新宿区新宿二丁目5番10号 |

② 重要な子会社の事業所

| 名称 | 所在地 |
|---------------------------------|--|
| コンパスティビー株式会社 | 東京都新宿区新宿二丁目5番10号 |
| ゼストプロ株式会社 | 北海道函館市昭和三丁目29番50号 |
| 有限会社プロセス | 北海道函館市昭和三丁目29番50号 |
| 株式会社Doreicu | 東京都新宿区新宿二丁目5番10号 |
| Jorudan Transit Directory, Inc. | 500 Sutter Street, Suite 922, San Francisco, California 94102, USA |
| イーツアー株式会社 | 東京都新宿区新宿二丁目3番11号 |
| 株式会社悟空出版 | 東京都新宿区新宿二丁目3番11号 |
| 株式会社ジェイフロンティア | 東京都新宿区新宿二丁目5番10号 |
| J MaaS株式会社 | 東京都新宿区新宿二丁目5番10号 |

9. 従業員の状況

① 当社グループ

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-------------|-------|--------|
| 193名 | +4名 | 39.9歳 | 9年4ヶ月 |

② 当社

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 158名 | +11名 | 39.2歳 | 9年5ヶ月 |

(注) 従業員数には、使用人兼務取締役は含んでおりません。

10. 主要な借入先

該当する事項はありません。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

II 会社の状況に関する事項

1. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 19,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,255,000株 (自己株式114,943株を含む)
- ③ 株 主 数 3,900名
- ④ 大 株 主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|-------------------------|------------|--------|
| 佐 藤 俊 和 | 2,627,660株 | 51.12% |
| 坂 口 京 | 333,980 | 6.49 |
| ジ ョ ル ダ ン 従 業 員 持 株 会 | 196,400 | 3.82 |
| 岩 田 明 夫 | 120,000 | 2.33 |
| 佐 藤 照 子 | 90,000 | 1.75 |
| 小 田 恭 司 | 74,160 | 1.44 |
| 若 杉 精 三 郎 | 70,000 | 1.36 |
| 株 式 会 社 光 通 信 | 65,700 | 1.27 |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社 | 65,400 | 1.27 |
| 山 野 井 さ ち 子 | 60,000 | 1.16 |

- (注) 1. 当社は、自己株式114,943株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成31年4月1日付で、当社の従業員等13名に対し、譲渡制限付株式として、当社普通株式（自己株式）9,500株の処分を行いました。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|--------|--|
| 代表取締役社長 | 佐藤俊和 | 社長執行役員 L i 事業本部 部長 コンパスティービー株式会社 代表取締役 Jorudan Transit Directory, Inc. President J MaaS 株式会社 代表取締役 |
| 取締役 | 坂口京 | — |
| 取締役 | 東條 巖 | 株式会社数理技研 特別顧問 長城コンサルティング株式会社 社外取締役 |
| 取締役 | 馬野耕至 | 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 社外取締役 株式会社 C S 日本 特別顧問 |
| 常勤監査役 | 小田恭司 | — |
| 常勤監査役 | 山野井さち子 | — |
| 監査役 | 井門俊治 | 埼玉工業大学 特任客員教授 |
| 監査役 | 窪田哲夫 | — |

- (注) 1. 取締役 東條巖氏、馬野耕至氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 井門俊治氏、窪田哲夫氏は、社外監査役であります。
 3. 社外取締役 東條巖氏、馬野耕至氏、社外監査役 井門俊治氏、窪田哲夫氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同所に届け出ております。
 4. 代表取締役社長 佐藤俊和氏につき、以下のとおり変更しております。
 令和元年10月7日 担当：社長執行役員、MaaS事業本部長
 5. 当社では、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は8名で、取締役を兼務している上記1名のほか、以下の7名で構成されております。

| 職 名 | 氏 名 |
|----------------|------|
| 執行役員 経営企画室長 | 岩田一輝 |
| 執行役員 マーケティング部長 | 田中輝 |
| 執行役員 企画営業本部長 | 東寺浩 |
| 執行役員 法人本部長 | 結川昌憲 |
| 執行役員 営業技術部長 | 長岡豪 |
| 執行役員 研究開発部長 | 平井秀和 |
| 執行役員 | 佐藤洋一 |

② 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 人 数 | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------|----------|-------------------|
| | 名 | 千円 |
| 取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役) | 4 (2) | 39,500 (2,700) |
| 監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役) | 4 (2) | 13,300 (2,700) |
| 計 (う ち 社 外 役 員) | 8 (4) | 52,800 (5,400) |

- (注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額100,000千円以内、監査役は年額20,000千円以内であります。
2. 取締役の報酬等の額には、基本報酬37,200千円（うち社外取締役2,400千円）及び役員賞与2,300千円（うち社外取締役300千円）が含まれております。
3. 監査役の報酬等の額には、基本報酬12,000千円（うち社外監査役2,400千円）及び役員賞与1,300千円（うち社外監査役300千円）が含まれております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 東條巖氏は、株式会社数理技研特別顧問及び長城コンサルティング株式会社社外取締役を兼任しております。当社と株式会社数理技研の間には重要な取引その他の関係はありません。当社は長城コンサルティング株式会社の株式を1.4%保有しており、乗換案内事業において取引関係があります。

社外取締役 馬野耕至氏は、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社社外取締役及び株式会社CS日本特別顧問を兼任しております。当社は東京メトロポリタンテレビジョン株式会社の株式を1.4%保有しており、その他の事業において取引関係があります。当社と株式会社CS日本の間には重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役 井門俊治氏は、埼玉工業大学特任客員教授を兼任しております。当社と埼玉工業大学の間には重要な取引その他の関係はありません。

2.当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 出席状況 | 主な発言内容 |
|-------|-------|--|---|
| 社外取締役 | 東條 巖 | 取締役会 5 / 5 回 (100%) | 長年にわたりシステム開発会社の経営にあたられた豊富な経験、知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| | 馬野 耕至 | 取締役会 5 / 5 回 (100%) | メディア戦略の企画等に関する豊富な経験、知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 社外監査役 | 井門 俊治 | 取締役会 3 / 5 回 (60%) 監査役会 4 / 6 回 (67%) | 学識経験者としての専門的見地から、取締役会においては経営全般にわたって発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。 |
| | 窪田 哲夫 | 取締役会 5 / 5 回 (100%) 監査役会 6 / 6 回 (100%) | 豊富なビジネス経験と当社に関連する業界に精通した幅広い見識を活かし、取締役会においては経営全般にわたって発言を行い、監査役会においては業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面同意が2回ありました。

- ⑤ その他会社役員に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- 1.当社の会計監査人としての報酬等の額
30,000千円

上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

- 2.当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
30,000千円

(注) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容
該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要は以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
2. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
3. コンプライアンスの状況は、各部門責任者を兼ねる執行役員が参加する執行役員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
4. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、経営企画室を窓口として定め、適切に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
2. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。

2. リスク情報等については執行役員会等を通じて各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画室が行うものとする。
 3. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 4. 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用する。
 2. 取締役会は3ヶ月に1回以上、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 3. 執行役員は、社長執行役員の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。執行役員会を原則として月に1回以上、または必要に応じて適時開催する。執行役員会は会社経営に関する情報を相互に交換し、必要に応じ、あるいは取締役会の求めに応じて取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとする。
 4. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
 2. 子会社のコンプライアンス体制の整備及び運用並びにリスク管理等は経営企画室が行うものとし、必要に応じて子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行状況を監査する。
 3. 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
 4. その他、子会社における業務の適正を確保するための体制の整備に当たっては、①、③及び④を準用する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役は、管理部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。なお、当該使用人の人事については、事前にと取締役と監査役が意見交換を行い、決定することとする。
- ⑦ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 2. 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 3. 監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人、または子会社の取締役、監査役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 2. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
 3. 監査役がその職務の執行について、費用の前払いまたは償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要なでないと証明された場合を除き、速やかに費用または債務を処理するものとする。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
1. 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1.反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - 2.総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - 3.反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

また、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

- ① 当社の取締役会の機能及び経営効率を高めるため、執行役員会を毎月1回開催し、当社各部門及び子会社の活動状況を報告するとともに、業務執行に関する事項に関して審議及び検討を行っております。また、当該執行役員会には当社の監査役が原則として全員出席することにより、審議過程及び経営施策の適法性の確保に努めております。
- ② 子会社の事業の状況については、「関係会社管理規程」に基づき適宜情報交換を行い、重要案件については事前協議を行うなど、子会社の管理・支援の強化に取り組んでおります。また、当社の取締役会では、子会社管理を担当する執行役員経営企画室長が出席し、各社の業績及び営業状況を報告することにより、取締役及び監査役の情報共有と当社グループ全体の経営管理の充実を図っております。
- ③ 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、内部監査室が作成した内部統制評価スケジュールに基づいて当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施しております。
- ④ 監査役会は社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行っております。また、常勤監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合し、重要な社内会議にも出席することにより監査の実効性の向上を図っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(令和元年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 4,505,644 | 流 動 負 債 | 998,762 |
| 現金及び預金 | 3,547,433 | 支払手形及び買掛金 | 258,045 |
| 受取手形及び売掛金 | 573,786 | 未払費用 | 85,234 |
| 商品及び製品 | 21,937 | 未払法人税等 | 103,812 |
| 仕掛品 | 42,412 | 未払消費税等 | 18,029 |
| 原材料及び貯蔵品 | 107 | 前受金 | 422,784 |
| 前渡金 | 195,783 | 賞与引当金 | 68,042 |
| その他 | 130,742 | 役員賞与引当金 | 3,600 |
| 貸倒引当金 | △6,559 | 返品調整引当金 | 12,738 |
| 固 定 資 産 | 1,199,285 | ポイント引当金 | 2,999 |
| 有 形 固 定 資 産 | 220,225 | その他 | 23,477 |
| 建物及び構築物 | 45,574 | 固 定 負 債 | 7,399 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,890 | ポイント引当金 | 2,399 |
| 工具、器具及び備品 | 84,556 | その他 | 5,000 |
| 土地 | 86,203 | 負 債 合 計 | 1,006,161 |
| 無 形 固 定 資 産 | 67,285 | 純 資 産 の 部 | |
| ソフトウェア | 64,787 | 株 主 資 本 | 4,668,720 |
| その他 | 2,498 | 資 本 金 | 277,375 |
| 投資その他の資産 | 911,774 | 資 本 剰 余 金 | 289,130 |
| 投資有価証券 | 486,326 | 利 益 剰 余 金 | 4,193,763 |
| 敷金及び保証金 | 230,862 | 自 己 株 式 | △91,548 |
| 長期貸付金 | 82,440 | その他の包括利益累計額 | 19,840 |
| 繰延税金資産 | 73,975 | その他有価証券評価差額金 | △6,356 |
| その他 | 62,937 | 為替換算調整勘定 | 26,197 |
| 貸倒引当金 | △24,766 | 非支配株主持分 | 10,207 |
| 資 産 合 計 | 5,704,930 | 純 資 産 合 計 | 4,698,768 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 5,704,930 |

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成30年10月1日から
令和元年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高 | | 4,332,053 |
| 売上原価 | | 2,590,594 |
| 売上総利益 | | 1,741,458 |
| 返品調整引当金戻入額 | | 6,226 |
| 返品調整引当金繰入額 | | 12,738 |
| 差引売上総利益 | | 1,734,946 |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,460,115 |
| 営業利益 | | 274,830 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 3,102 | |
| 受取配当金 | 2,394 | |
| 持分法による投資利益 | 19,670 | |
| 受取事務手数料 | 333 | |
| 雑収入 | 631 | 26,132 |
| 営業外費用 | | |
| 投資事業組合運用損 | 2,352 | |
| 為替差損 | 17,387 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 5,959 | |
| 雑損失 | 0 | 25,699 |
| 経常利益 | | 275,263 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 46,786 | 46,786 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 3,336 | |
| 減損損失 | 38,600 | |
| 投資有価証券評価損 | 13,273 | 55,210 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 266,839 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 155,827 | |
| 法人税等調整額 | △16,679 | 139,148 |
| 当期純利益 | | 127,691 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | | 637 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 128,328 |

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成30年10月1日から
令和元年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成30年10月1日残高 | 277,375 | 287,291 | 4,132,131 | △99,115 | 4,597,683 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △66,697 | | △66,697 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 128,328 | | 128,328 |
| 自己株式の処分 | | 1,838 | | 7,566 | 9,405 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | 1,838 | 61,631 | 7,566 | 71,036 |
| 令和元年9月30日残高 | 277,375 | 289,130 | 4,193,763 | △91,548 | 4,668,720 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------------|------------------|----------|-------------------|---------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 平成30年10月1日残高 | 19,639 | 36,520 | 56,159 | 10,941 | 4,664,784 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △66,697 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 128,328 |
| 自己株式の処分 | | | | | 9,405 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △25,996 | △10,322 | △36,318 | △733 | △37,052 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △25,996 | △10,322 | △36,318 | △733 | 33,984 |
| 令和元年9月30日残高 | △6,356 | 26,197 | 19,840 | 10,207 | 4,698,768 |

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和元年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 3,684,761 | 流 動 負 債 | 762,106 |
| 現金及び預金 | 2,994,297 | 買掛金 | 254,448 |
| 売掛金 | 496,391 | 未払費用 | 74,724 |
| 商品及び製品 | 12,721 | 未払法人税等 | 85,787 |
| 仕掛品 | 45,042 | 未払消費税等 | 12,637 |
| 原材料及び貯蔵品 | 37 | 前受金 | 252,485 |
| 前渡金 | 34,799 | 預り金 | 6,562 |
| 前払費用 | 77,193 | 賞与引当金 | 62,402 |
| その他の | 28,421 | 役員賞与引当金 | 3,600 |
| 貸倒引当金 | △4,143 | 返品調整引当金 | 87 |
| 固 定 資 産 | 1,497,844 | その他の | 9,370 |
| 有 形 固 定 資 産 | 88,765 | 固 定 負 債 | 5,000 |
| 建物 | 8,448 | その他の | 5,000 |
| 車両運搬具 | 3,831 | | |
| 工具、器具及び備品 | 76,485 | 負 債 合 計 | 767,106 |
| 無 形 固 定 資 産 | 65,694 | 純 資 産 の 部 | |
| ソフトウェア | 64,595 | 株 主 資 本 | 4,415,499 |
| 電話加入権 | 1,099 | 資 本 金 | 277,375 |
| 投 資 其 他 の 資 産 | 1,343,384 | 資 本 剰 余 金 | 289,128 |
| 投資有価証券 | 286,949 | 資 本 準 備 金 | 284,375 |
| 関係会社株式 | 686,124 | その他資本剰余金 | 4,753 |
| 長期貸付金 | 23,440 | 利 益 剰 余 金 | 3,940,544 |
| 関係会社長期貸付金 | 104,000 | 利 益 準 備 金 | 3,600 |
| 長期滞留債権 | 3,460 | その他利益剰余金 | 3,936,944 |
| 長期前払費用 | 56,032 | 別 途 積 立 金 | 20,000 |
| 敷金及び保証金 | 183,982 | 繰越利益剰余金 | 3,916,944 |
| 繰延税金資産 | 65,817 | 自 己 株 式 | △91,548 |
| その他の | 3,345 | 純 資 産 合 計 | 4,415,499 |
| 貸倒引当金 | △69,766 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 5,182,605 |
| 資 産 合 計 | 5,182,605 | | |

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
 (平成30年10月1日から
 令和元年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 3,626,748 |
| 売 上 原 価 | | 2,296,574 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,330,173 |
| 返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額 | | 134 |
| 返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額 | | 87 |
| 差 引 売 上 総 利 益 | | 1,330,220 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 1,046,419 |
| 営 業 利 益 | | 283,800 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 2,974 | |
| 受 取 配 当 金 | 15,267 | |
| 受 取 事 務 手 数 料 | 5,611 | |
| 経 営 指 導 料 入 | 15,000 | |
| 雑 収 入 | 275 | 39,127 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損 | 2,352 | |
| 為 替 差 損 | 17,103 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 5,959 | |
| 雑 損 失 | 0 | 25,415 |
| 経 常 利 益 | | 297,513 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 46,786 | 46,786 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 3,335 | |
| 減 損 損 失 | 824 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 13,273 | 17,433 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 326,866 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 129,725 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △13,641 | 116,083 |
| 当 期 純 利 益 | | 210,782 |

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成30年10月1日から
令和元年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|------------------------------|---------|---------|--------------|-------|-------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | |
| 平成30年10月1日残高 | 277,375 | 284,375 | 2,915 | 3,600 | 20,000 | 3,772,858 |
| 当事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △66,697 |
| 当期純利益 | | | | | | 210,782 |
| 自己株式の処分 | | | 1,838 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額) | | | | | | |
| 当事業年度中の変動額合計 | — | — | 1,838 | — | — | 144,085 |
| 令和元年9月30日残高 | 277,375 | 284,375 | 4,753 | 3,600 | 20,000 | 3,916,944 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|------------------------------|---------|-----------|------------------|----------------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 平成30年10月1日残高 | △99,115 | 4,262,008 | 27,697 | 27,697 | 4,289,706 |
| 当事業年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △66,697 | | | △66,697 |
| 当期純利益 | | 210,782 | | | 210,782 |
| 自己株式の処分 | 7,566 | 9,405 | | | 9,405 |
| 株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額) | | | △27,697 | △27,697 | △27,697 |
| 当事業年度中の変動額合計 | 7,566 | 153,490 | △27,697 | △27,697 | 125,792 |
| 令和元年9月30日残高 | △91,548 | 4,415,499 | — | — | 4,415,499 |

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年11月25日

ジョルダン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大田原 吉隆 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西口 昌宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジョルダン株式会社の平成30年10月1日から令和元年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジョルダン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和元年11月25日

ジョルダン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大田原 吉隆 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西口 昌宏 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジョルダン株式会社の平成30年10月1日から令和元年9月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年11月25日

| | | | | |
|-----------|------|-----|---|--|
| ジョルダン株式会社 | 監査役会 | | | |
| 常勤監査役 | 小田 | 恭司 | Ⓜ | |
| 常勤監査役 | 山野井 | さち子 | Ⓜ | |
| 社外監査役 | 井門 | 俊治 | Ⓜ | |
| 社外監査役 | 窪田 | 哲夫 | Ⓜ | |

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、ある程度配当の継続性・安定性を考慮した上で、経営成績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。その上で、基本方針に基づく具体的な目標として、連結配当性向20%を定めております。これにより、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき13円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額66,820,741円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年12月23日

(注) 期末配当金は、自己株式114,943株に対する配当金を除いております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。但し、平成30年12月21日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものいたします。そのため、これを明確にする附則を新設するものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定の新設を行うものであります。併せて、これにより内容が重複する現行定款第6条（自己の株式の取得）及び第49条（中間配当）を削除するとともに、基準日に関する規定を整備するものであります。
- (3) 上記の変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|------------------|
| 第2章 株式 | 第2章 株式 |
| （自己の株式の取得） <u>第6条</u> 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 | （削除） |
| 第7条～第11条（条文省略） | 第6条～第10条（現行どおり） |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| 第12条～第17条（条文省略） | 第11条～第16条（現行どおり） |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第4章 取締役および取締役会 |
| 第18条～第20条（条文省略） | 第17条～第19条（現行どおり） |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第22条～第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条～第41条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第46条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第48条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第21条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第40条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第45条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第48条 (現行どおり)</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--------------------------------|--|
| <p>第50条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第49条 (現行どおり)</p> <p>附則 第20条の規定に係らず、平成30年12月21日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、令和2年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</p> |

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 小田恭司氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|--|----------------|
| 再任 お だ きょう じ 小 田 恭 司 (昭和30年6月5日) | 昭和55年5月 当社入社 昭和61年10月 当社取締役 平成26年1月 当社技術開発部長 平成27年12月 当社常勤監査役(現任) | 74,160株 |

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル48階
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンスルームA

電話 03-3348-6513

交通

都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅B2出口 徒歩3分
東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅2番出口 徒歩4分
JR線・京王線・小田急線「新宿」駅西口 徒歩7分

※ 会場へのアクセスについては、
モバイルサイトでも
ご案内しております。

ジョルダンモバイル
「株主総会のご案内」
(<https://jordan.co.jp/jm/kabu/>)

